



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月20日金曜日 第66号外 1

◇ 目 次 ◇

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例.....	(市町振興課).....41
愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	(税務課).....42
愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例.....	(").....43
愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例.....	(消防防災安全課).....44
愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例.....	(保健福祉課).....46
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....50

条 例

○愛媛県条例第17号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5</p>

(特定幹部職員にあつては、100分の117.5) を乗じて得た額の
総額

(2) 省略

3 ~ 5 省略

(特定幹部職員にあつては、100分の112.5) を乗じて得た額の
総額

(2) 省略

3 ~ 5 省略

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,830	196,477	232,657	265,521	291,148	320,796	364,714	410,140	460,692
	2	147,936	198,286	234,265	267,330	293,359	323,007	367,327	412,552	463,807
	3	149,142	200,095	235,773	269,139	295,470	325,318	369,739	415,065	466,822
	4	150,247	201,904	237,381	271,249	297,480	327,529	372,352	417,477	469,837
	5	151,353	203,412	238,788	272,958	299,389	329,740	374,262	419,386	472,852
	6	152,458	205,221	240,496	274,767	301,500	331,750	376,774	421,698	475,867
	7	153,564	207,030	242,004	276,576	303,711	333,961	379,086	423,808	478,882
	8	154,669	208,839	243,612	278,586	305,721	336,172	381,598	426,019	481,998
	9	155,674	210,447	244,717	280,596	307,630	338,082	384,010	428,029	484,711
	10	157,081	212,256	246,225	282,606	309,942	340,293	386,724	430,140	487,827
	11	158,388	214,065	247,833	284,515	312,153	342,303	389,337	432,250	490,842
	12	159,694	215,874	249,139	286,425	314,464	344,514	392,050	434,361	493,957
	13	160,900	217,281	250,647	288,435	316,575	346,323	394,462	436,069	496,671
	14	162,408	219,090	252,054	290,344	318,685	348,333	396,774	437,878	498,982
	15	163,915	220,798	253,360	292,254	320,896	350,343	398,985	439,888	501,294
	16	165,523	222,607	254,767	294,063	323,007	352,353	401,397	441,898	503,605
	17	166,729	224,316	256,275	295,872	324,916	354,061	403,206	443,808	505,716
	18	168,237	226,024	257,782	297,882	326,926	356,071	405,216	445,617	507,123
	19	169,744	227,632	259,491	299,992	328,936	357,880	407,125	447,426	508,630
	20	171,252	229,240	261,300	302,002	330,946	359,790	408,934	449,134	510,037
	21	172,558	230,647	262,908	303,912	332,655	361,699	410,844	450,943	511,243
	22	175,272	232,356	264,616	306,022	334,765	363,609	412,653	452,451	512,650
	23	177,885	233,964	266,224	308,032	336,775	365,619	414,462	453,858	514,158
	24	180,498	235,572	267,832	310,143	338,886	367,528	416,371	455,365	515,665
	25	183,111	236,577	269,742	311,851	340,293	369,538	418,180	456,772	516,771
	26	184,819	238,084	271,551	313,962	342,202	371,448	419,688	458,079	517,876
	27	186,427	239,491	273,259	315,972	344,112	373,458	421,195	459,385	519,082
	28	188,136	240,697	274,968	317,982	346,021	375,468	422,803	460,591	520,288
	29	189,643	241,903	276,676	319,690	347,629	376,975	424,411	461,596	521,293
	30	191,352	243,109	278,385	321,700	349,539	378,784	425,718	462,300	522,198
	31	193,161	244,114	280,194	323,811	351,448	380,593	427,024	463,104	523,102
	32	194,869	245,320	281,701	325,921	353,257	382,201	428,230	463,807	524,007

	33	196,477	246,627	283,209	327,127	355,167	384,010	429,436	464,511	524,811
	34	197,884	247,632	285,118	329,137	356,976	385,417	430,743	465,315	525,715
	35	199,392	248,838	286,927	331,047	358,785	386,925	432,049	466,018	526,419
	36	200,899	250,144	288,837	333,157	360,493	388,533	433,255	466,621	526,921
	37	202,206	251,049	290,445	335,067	361,900	389,940	434,461	467,124	527,625
	38	203,512	252,355	292,153	336,976	363,207	391,146	435,265	467,727	528,228
	39	204,718	253,561	293,962	338,986	364,614	392,352	436,069	468,330	529,032
	40	206,025	254,868	295,771	340,896	366,021	393,457	436,873	468,933	529,635
	41	207,331	256,275	297,279	342,805	367,327	394,563	437,476	469,435	530,137
	42	208,638	257,682	298,987	344,715	368,232	395,769	438,180	469,938	
	43	209,944	258,888	300,495	346,524	369,337	396,975	438,883	470,340	
	44	211,251	260,094	302,103	348,433	370,443	398,080	439,587	470,641	
	45	212,356	261,300	303,711	349,941	371,247	398,784	440,391	470,943	
	46	213,663	262,506	305,419	351,348	372,151	399,487	441,195		
	47	214,969	263,812	307,027	352,855	373,056	400,191	441,597		
	48	216,276	264,918	308,736	354,363	373,960	400,894	442,300		
	49	217,381	266,023	309,640	355,971	374,865	401,497	442,803		
	50	218,487	267,129	311,148	356,775	375,669	402,100	443,205		
	51	219,492	268,435	312,655	357,981	376,473	402,603	443,607		
	52	220,597	269,742	314,263	358,986	377,277	403,005	444,009		
	53	221,703	270,747	315,871	359,890	377,980	403,407	444,411		
	54	222,708	271,852	317,479	360,996	378,684	403,708	444,813		
	55	223,612	273,159	319,087	361,900	379,387	404,010	445,215		
	56	224,617	274,465	320,595	363,006	380,091	404,311	445,516		
	57	224,919	275,370	322,102	363,910	380,593	404,613	445,818		
	58	225,723	276,375	323,308	364,614	381,196	404,914	446,220		
	59	226,527	277,279	324,514	365,317	381,799	405,216	446,521		
	60	227,230	278,385	325,720	366,021	382,503	405,517	446,823		
再任	61	227,934	279,490	326,424	366,423	382,905	405,819	447,124		
用職	62	228,939	280,495	327,328	367,026	383,608	406,120			
員以	63	229,743	281,400	328,132	367,729	384,211	406,422			
外の	64	230,547	282,405	328,936	368,433	384,814	406,723			
職員	65	231,250	282,907	329,841	368,734	385,216	407,025			
	66	231,954	283,812	330,243	369,438	385,819	407,326			
	67	232,858	284,515	330,946	370,141	386,422	407,628			
	68	233,863	285,420	331,750	370,845	387,025	407,929			
	69	234,567	286,425	332,554	371,146	387,427	408,130			

70	235,170	287,229	333,258	371,749	387,930	408,432
71	235,672	288,033	333,961	372,453	388,432	408,733
72	236,376	288,837	334,665	373,056	389,035	409,035
73	237,180	289,641	335,167	373,357	389,337	409,236
74	237,783	290,143	335,770	373,960	389,739	409,537
75	238,386	290,545	336,273	374,664	390,141	409,839
76	238,888	291,048	336,876	375,267	390,543	410,040
77	239,592	291,249	337,177	375,669	390,844	410,241
78	240,295	291,550	337,680	376,171	391,146	410,542
79	240,999	291,751	338,082	376,774	391,447	410,844
80	241,501	292,153	338,584	377,277	391,749	411,045
81	242,004	292,354	338,986	377,779	391,950	411,246
82	242,707	292,555	339,489	378,382	392,251	411,547
83	243,411	292,957	339,991	378,885	392,553	411,849
84	244,114	293,259	340,494	379,186	392,754	412,050
85	244,717	293,560	340,795	379,588	392,955	412,251
86	245,421	293,862	341,197	380,091	393,256	
87	246,124	294,163	341,700	380,493	393,558	
88	246,828	294,565	342,102	380,895	393,759	
89	247,330	294,867	342,403	381,297	393,960	
90	247,833	295,269	342,805	381,799	394,261	
91	248,134	295,570	343,308	382,201	394,563	
92	248,536	295,972	343,710	382,603	394,764	
93	248,838	296,173	343,911	382,905	394,965	
94		296,374	344,313	383,407		
95		296,676	344,815	383,809		
96		297,078	345,217	384,211		
97		297,279	345,418	384,513		
98		297,580	345,820	385,015		
99		297,982	346,222	385,417		
100		298,384	346,524	385,819		
101		298,585	346,825	386,121		
102		298,887	347,227			
103		299,289	347,629			
104		299,590	348,031			
105		299,791	348,534			
106		300,093	348,936			

	107		300,495	349,338						
	108		300,796	349,740						
	109		300,997	350,242						
	110		301,399	350,644						
	111		301,801	350,946						
	112		302,103	351,247						
	113		302,304	351,750						
	114		302,505							
	115		302,806							
	116		303,208							
	117		303,409							
	118		303,610							
	119		303,912							
	120		304,213							
	121		304,615							
	122		304,816							
	123		305,118							
	124		305,419							
	125		305,721							
再任用職員		188,638	216,276	256,476	275,973	291,148	316,675	358,584	391,849	443,205

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	170,749	186,528	212,658	252,556	295,771	321,801	349,338	383,809	424,914
	2	172,458	188,236	214,668	254,365	297,580	324,012	351,549	386,020	426,723
	3	174,267	190,045	216,678	256,174	299,691	326,122	353,860	387,930	428,632
	4	175,975	191,854	218,688	257,983	302,002	328,132	356,071	390,040	430,542
	5	177,382	193,663	220,698	259,692	303,711	330,343	358,081	391,749	431,949
	6	179,292	195,975	222,507	261,501	305,821	332,253	360,192	393,759	433,657
	7	181,101	198,286	224,517	263,109	307,831	334,464	362,403	395,568	435,265
	8	183,010	200,598	226,426	264,817	309,942	336,474	364,614	397,377	436,773
	9	184,618	202,608	228,537	266,124	311,851	338,182	366,322	399,085	438,381
	10	186,327	205,221	230,346	267,732	314,062	340,494	368,533	401,095	440,089
	11	188,035	207,733	232,155	269,038	316,173	342,705	370,543	403,105	441,697
	12	189,744	210,246	233,964	270,345	318,183	345,016	372,754	405,216	443,305
	13	191,553	212,457	235,773	271,752	320,293	347,026	374,563	406,924	444,411
	14	193,663	214,266	237,682	273,159	322,303	349,137	376,674	409,035	446,019
	15	195,774	216,075	239,592	274,264	324,414	351,348	378,684	411,045	447,828
	16	197,884	217,884	241,501	275,571	326,424	353,458	380,794	413,155	449,637
	17	199,995	219,793	243,009	276,274	328,132	355,468	382,402	414,864	451,245
	18	202,407	221,502	244,818	277,681	330,444	357,478	384,412	416,572	453,054
	19	204,819	223,411	246,627	279,088	332,554	359,488	386,322	418,281	454,863
	20	207,231	225,220	248,436	280,395	334,866	361,599	388,332	419,889	456,571
	21	209,643	226,929	250,044	281,701	336,775	363,307	390,040	421,597	458,179
	22	211,452	228,738	251,451	282,907	338,785	365,317	392,151	423,205	459,888
	23	213,160	230,547	252,657	284,214	340,896	367,126	394,261	424,612	461,496
	24	214,969	232,356	253,963	285,721	342,906	369,237	396,271	426,120	463,305
	25	216,879	233,964	255,270	286,927	344,815	370,945	397,980	427,426	464,812
	26	218,587	235,672	256,476	288,636	346,926	372,955	399,990	428,833	466,219
	27	220,396	237,381	257,782	290,646	348,835	374,965	402,100	430,341	467,727
	28	222,105	239,089	258,988	292,656	350,845	376,975	404,211	431,949	469,033
	29	224,014	240,295	260,094	294,565	352,654	378,784	405,718	433,255	470,239
	30	225,823	242,104	261,199	296,475	354,765	380,895	407,527	434,964	470,943
	31	227,632	243,913	262,405	298,183	356,574	383,005	409,236	436,672	471,646
	32	229,441	245,722	263,511	299,992	358,684	385,015	410,944	438,280	472,350

	33	231,049	247,129	264,013	301,701	360,091	386,925	412,653	439,687	472,852
	34	232,758	248,637	265,219	303,409	362,101	389,035	414,160	441,396	473,656
	35	234,466	249,943	266,325	305,218	364,011	391,146	415,768	443,104	474,360
	36	236,175	251,350	267,330	306,927	366,121	393,055	417,276	444,712	474,963
	37	237,381	252,657	268,134	308,736	368,031	394,764	418,582	446,119	475,264
	38	239,190	253,963	269,340	310,344	370,141	396,271	420,090	446,823	475,867
	39	240,999	255,169	270,345	312,153	372,151	397,578	421,597	447,526	476,370
	40	242,808	256,375	271,350	313,660	374,161	398,985	423,105	448,230	476,872
	41	244,215	257,481	272,556	315,369	376,171	400,191	424,612	448,632	477,375
	42	245,622	258,687	273,762	317,178	378,282	401,296	425,919	449,235	477,777
	43	246,928	259,692	275,068	319,087	380,392	402,301	427,225	449,938	478,179
	44	248,134	260,797	276,274	320,997	382,402	403,306	428,431	450,541	478,581
	45	249,441	261,400	277,380	322,705	384,111	404,512	429,436	451,345	478,882
	46	250,546	262,506	278,787	324,615	385,819	405,718	430,140	452,049	
	47	251,551	263,611	280,093	326,524	387,427	406,824	430,944	452,551	
	48	252,456	264,717	281,500	328,333	389,136	408,030	431,748	453,054	
	49	253,260	265,521	283,309	329,740	390,543	409,336	432,250	453,556	
	50	254,365	266,727	285,018	331,348	391,548	410,140	432,652	453,858	
	51	255,471	267,732	286,525	332,755	392,553	410,944	433,054	454,159	
	52	256,576	268,837	287,932	334,464	393,558	411,648	433,356	454,561	
	53	257,079	270,043	289,440	335,971	394,864	412,150	433,657	454,963	
	54	258,285	270,847	291,048	337,680	395,970	412,854	434,059	455,164	
	55	259,189	272,254	292,656	339,288	397,075	413,557	434,361	455,466	
	56	260,295	273,460	294,163	341,097	398,281	414,160	434,662	455,667	
	57	261,199	274,465	295,570	342,001	399,588	414,864	434,964	456,069	
	58	262,204	275,973	297,279	343,710	400,392	415,266	435,265	456,270	
	59	263,008	277,179	299,088	345,318	401,196	415,869	435,567	456,471	
	60	264,013	278,586	300,897	346,926	401,899	416,472	435,868	456,672	
	61	265,119	280,194	302,304	348,534	402,402	416,874	436,170	457,074	
	62	265,822	281,802	304,113	350,242	403,105	417,477	436,471		
	63	266,928	283,108	305,922	351,951	403,809	417,979	436,773		
	64	267,832	284,616	307,630	353,659	404,512	418,482	437,074		
	65	268,938	286,023	308,937	355,267	404,814	418,984	437,376		
	66	270,144	287,229	310,645	356,875	405,517	419,587	437,677		
	67	271,149	288,636	312,052	358,483	406,221	419,989	437,979		
	68	272,053	289,842	313,761	360,091	406,824	420,492	438,280		
再任	69	273,259	291,349	315,168	361,297	407,226	420,894	438,481		

用職	70	274,666	292,857	316,575	362,704	407,728	421,195	438,783
員以	71	275,872	294,465	317,881	364,011	408,331	421,497	439,084
外の	72	277,179	296,073	319,389	365,418	408,834	421,798	439,386
職員								
	73	278,385	297,279	320,092	366,624	409,336	422,100	439,587
	74	279,591	298,686	321,700	367,830	409,738	422,401	439,888
	75	280,897	300,193	323,208	369,136	410,241	422,703	440,190
	76	281,902	301,701	324,916	370,443	410,743	423,004	440,491
	77	283,008	302,605	326,725	371,749	411,246	423,205	440,692
	78	284,214	304,113	328,434	372,955	411,748	423,507	440,994
	79	285,420	305,319	330,042	374,161	412,351	423,808	441,295
	80	286,425	306,826	331,650	375,367	412,854	424,110	441,597
	81	287,530	308,133	333,358	376,573	413,256	424,311	441,798
	82	288,736	309,540	335,067	377,779	413,859	424,612	442,099
	83	290,043	310,645	336,675	378,885	414,361	424,914	442,401
	84	291,349	312,052	338,383	380,091	414,562	425,115	442,702
	85	292,455	312,957	339,790	381,196	414,864	425,316	442,903
	86	293,661	314,464	341,298	381,799	415,366	425,617	
	87	294,565	315,771	342,805	382,302	415,668	425,919	
	88	295,771	317,278	344,313	382,905	415,969	426,120	
	89	296,776	318,786	345,619	383,508	416,271	426,321	
	90	297,982	320,293	346,825	384,111	416,673	426,622	
	91	299,088	321,700	348,132	384,714	417,075	426,924	
	92	300,294	323,208	349,438	385,317	417,477	427,125	
	93	300,796	324,514	350,845	385,618	417,778	427,326	
	94	302,103	325,821	352,353	386,121	418,180		
	95	303,208	327,228	353,860	386,724	418,582		
	96	304,515	328,534	355,368	387,226	418,984		
	97	305,620	329,740	356,674	387,628	419,286		
	98	306,826	331,047	357,880	388,030	419,688		
	99	308,032	332,353	358,986	388,633	420,090		
	100	309,238	333,660	360,192	389,136	420,492		
	101	310,444	335,067	361,297	389,538	420,793		
	102	311,449	335,971	362,403	390,040			
	103	312,555	337,077	363,508	390,643			
	104	313,560	338,283	364,714	391,146			
	105	314,364	339,388	365,920	391,447			
	106	314,967	340,494	366,423	391,849			

107	315,570	341,499	367,026	392,352						
108	316,273	342,604	367,629	392,653						
109	316,776	343,810	368,232	392,955						
110	317,278	344,815	368,734	393,457						
111	317,781	345,820	369,237	393,960						
112	318,384	346,725	369,739	394,462						
113	319,188	347,629	370,141	394,764						
114	319,891	348,534	370,543	395,266						
115	320,595	349,539	371,146	395,769						
116	321,298	350,544	371,649	396,271						
117	321,901	351,549	372,051	396,573						
118	322,705	352,051	372,553	397,075						
119	323,409	352,654	373,156	397,578						
120	324,213	353,257	373,659	398,080						
121	324,816	353,559	373,860	398,482						
122	325,117	353,961	374,362	398,985						
123	325,620	354,463	374,865	399,387						
124	326,122	354,865	375,267	399,889						
125	326,424	355,267	375,769	400,291						
126		355,669	376,272							
127		356,172	376,774							
128		356,574	377,277							
129		356,976	377,578							
130			378,081							
131			378,583							
132			379,086							
133			379,387							
134			379,890							
135			380,292							
136			380,694							
137			380,995							
138			381,498							
139			382,000							
140			382,503							
141			382,804							
再任用職員	242,707	254,466	258,586	290,043	306,625	320,796	344,514	379,789	411,547	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,031	196,578	283,209	334,062	390,744
	2	148,137	199,191	285,621	336,273	393,658
	3	149,343	201,603	288,033	338,283	396,271
	4	150,448	204,015	290,344	340,192	399,085
	5	151,554	206,527	292,656	342,001	401,196
	6	152,860	208,839	294,766	343,810	403,909
	7	154,167	211,150	296,776	345,820	406,623
	8	155,473	213,361	298,786	347,629	409,336
	9	156,478	215,472	300,897	349,338	411,849
	10	158,187	217,783	303,409	351,348	414,462
	11	159,795	220,296	306,022	353,458	417,175
	12	161,403	222,607	308,836	355,368	419,989
	13	162,810	224,617	310,947	357,378	422,602
	14	164,719	227,029	313,359	359,287	425,316
	15	166,629	229,441	315,771	361,096	428,130
	16	168,639	231,853	318,484	363,006	430,843
	17	170,347	234,064	321,097	364,714	433,356
	18	172,558	236,878	323,308	366,624	435,969
	19	174,769	239,793	325,318	368,332	438,481
	20	176,880	242,707	327,328	370,342	441,094
	21	178,990	245,220	329,539	371,850	443,607
	22	181,402	247,933	331,248	373,860	446,220
	23	183,714	250,446	333,157	375,568	448,833
	24	186,025	253,159	334,966	377,478	451,345
	25	188,136	255,873	336,876	378,885	453,556
	26	190,347	258,285	338,785	380,593	455,868
	27	192,457	260,596	340,594	382,503	458,380
	28	194,568	262,807	342,403	384,412	460,893
	29	196,678	265,420	344,313	386,121	463,405
	30	198,286	267,631	346,021	388,030	465,918
	31	200,095	269,541	347,529	389,940	468,430
	32	201,804	271,651	349,237	391,849	470,943

	33	203,613	273,360	350,443	393,457	473,254
	34	205,522	275,370	351,850	395,266	475,666
	35	207,432	277,480	353,157	396,874	478,078
	36	209,341	279,289	354,664	398,683	480,591
	37	210,849	281,199	355,870	399,889	483,003
	38	212,758	282,505	357,277	401,397	485,515
	39	214,668	283,711	358,483	402,804	487,927
	40	216,577	285,219	359,890	404,211	490,440
	41	218,386	286,626	360,594	405,618	492,751
	42	220,296	287,430	361,699	406,924	494,962
	43	222,205	288,435	362,905	408,432	497,173
	44	224,115	289,440	364,011	410,040	499,384
	45	225,823	290,143	365,116	411,447	501,093
	46	227,733	291,249	366,322	412,653	502,600
	47	229,542	292,354	367,629	414,261	504,208
	48	231,351	293,460	368,734	415,869	505,716
	49	233,059	294,766	369,840	417,175	507,424
	50	234,868	295,972	371,146	418,582	508,831
	51	236,577	296,977	372,453	420,090	510,238
	52	238,285	297,882	373,759	421,497	511,746
	53	239,692	299,088	374,463	422,904	512,851
	54	241,501	300,093	375,468	424,311	514,057
	55	243,109	301,299	376,372	425,718	515,263
	56	244,717	302,203	377,377	427,125	516,469
	57	245,923	303,007	378,181	428,230	517,374
	58	247,129	304,113	378,985	429,537	518,379
	59	248,134	305,319	379,689	430,944	519,384
再任	60	249,039	306,424	380,392	432,250	520,389
用職	61	250,044	307,329	380,995	433,054	521,494
員以	62	251,149	308,434	381,699	433,959	522,399
外の	63	252,054	309,540	382,603	434,964	523,102
職員	64	253,159	310,645	383,508	435,868	523,806
	65	254,365	311,449	384,111	436,773	524,610
	66	255,270	312,555	384,915	437,577	525,414
	67	256,375	313,459	385,719	438,180	526,218
	68	257,280	314,464	386,523	438,984	527,022

69	258,184	315,469	387,126	439,386	527,725
70	259,491	316,474	387,829	439,989	528,529
71	260,797	317,580	388,533	440,491	529,333
72	262,003	318,685	389,236	440,994	530,137
73	263,410	319,188	389,940	441,496	530,841
74	264,817	320,193	390,543		
75	266,023	321,298	391,146		
76	267,028	322,404	391,849		
77	268,134	323,509	392,553		
78	269,239	324,514	393,156		
79	270,445	325,419	393,759		
80	271,350	326,323	394,362		
81	272,556	327,429	394,965		
82	273,862	328,233	395,568		
83	275,169	328,936	396,171		
84	276,375	329,740	396,774		
85	277,480	330,243	397,276		
86	278,586	330,745	397,779		
87	279,892	331,248	398,281		
88	281,098	331,750	398,985		
89	281,902	332,052	399,387		
90	283,108	332,554			
91	284,113	333,057			
92	285,319	333,559			
93	286,224	333,861			
94	287,229	334,263			
95	288,234	334,765			
96	289,239	335,268			
97	289,540	335,770			
98	290,445	336,273			
99	291,148	336,775			
100	292,053	337,278			
101	292,957	337,780			
102	293,661	338,283			
103	294,364	338,785			
104	295,068	339,288			

	105	295,771	339,790			
	106	296,274	340,192			
	107	296,776	340,695			
	108	297,279	341,097			
	109	297,480	341,599			
	110	297,882	342,001			
	111	298,183	342,504			
	112	298,485	342,906			
	113	298,786	343,408			
	114	299,088	343,810			
	115	299,389	344,313			
	116	299,691	344,715			
	117	299,992	345,217			
	118	300,394	345,619			
	119	300,696	346,021			
	120	301,098	346,423			
	121	301,399	346,825			
再任用職員		218,587	259,993	284,917	327,529	386,322

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	251,049	336,675	400,995	474,058
	2	253,561	339,690	403,909	476,370
	3	256,074	342,604	406,522	478,581
	4	258,586	345,519	409,236	480,892
	5	260,797	348,232	411,849	483,103
	6	264,616	351,448	414,261	485,314
	7	268,435	354,564	416,974	487,525
	8	272,254	357,679	419,386	489,736
	9	275,872	360,493	421,597	491,746
	10	279,892	363,207	424,311	493,857
	11	283,912	366,322	426,924	495,967
	12	287,932	369,538	429,637	498,078
	13	291,751	372,453	432,049	500,188
	14	295,771	375,970	434,562	502,299
	15	299,691	378,985	436,974	504,409
	16	303,610	382,603	439,486	506,520
	17	307,329	386,221	441,496	508,630
	18	310,947	388,935	443,908	510,640
	19	314,464	391,447	446,220	512,650
	20	318,082	394,060	448,632	514,660
	21	321,700	396,874	450,139	516,469
	22	325,419	399,186	452,551	518,278
	23	328,936	401,698	454,863	520,188
	24	332,253	403,809	457,174	522,097
	25	335,770	405,819	459,184	523,806
	26	338,484	408,130	461,496	525,615
	27	341,097	410,341	463,707	527,424
	28	343,710	412,653	466,018	529,233
	29	346,524	414,964	468,129	530,841
	30	348,433	417,075	470,440	532,650
	31	350,644	419,085	472,752	534,459
	32	353,056	421,195	474,963	536,268

	33	355,267	423,105	476,973	537,876
	34	357,579	424,914	479,083	539,685
	35	359,689	426,723	481,194	541,393
	36	362,001	428,733	483,304	543,202
	37	364,212	430,642	485,415	544,810
	38	366,624	432,652	487,224	546,418
	39	368,835	434,562	489,033	547,825
	40	370,845	436,572	490,842	549,433
	41	373,156	438,381	492,550	550,941
	42	374,362	440,190	494,359	552,348
	43	375,769	441,898	496,168	553,755
	44	376,875	443,707	497,977	555,061
	45	378,081	445,516	499,585	556,267
	46	379,488	447,325	501,294	557,272
	47	380,995	449,134	503,103	558,277
再任	48	382,503	450,843	504,912	559,282
用職	49	383,608	452,652	506,520	560,287
員以	50	384,613	454,360	507,826	561,192
外の	51	385,618	456,169	509,133	562,096
職員	52	386,422	457,978	510,439	563,001
	53	387,327	459,888	511,444	563,805
	54	388,231	461,094	512,751	564,709
	55	388,935	462,300	514,057	565,614
	56	389,839	463,506	515,364	566,518
	57	390,543	464,712	516,369	567,423
	58	391,447	465,717	517,173	568,327
	59	392,251	466,722	517,977	569,232
	60	393,055	467,727	518,781	569,935
	61	393,558	468,531	519,685	570,840
	62	394,060	469,234	520,489	571,744
	63	394,462	469,938	521,394	572,649
	64	394,965	470,641	522,198	573,553
	65	395,266	471,345	523,102	574,458
	66		472,048	524,007	
	67		472,752	524,710	
	68		473,355	525,615	

69			473,656	526,519	
70			474,360	527,323	
71			475,063	528,228	
72			475,767	529,132	
73			476,169	529,936	
74			476,772	530,841	
75			477,475	531,745	
76			478,179	532,449	
77			478,581	533,253	
78			479,184	534,157	
79			479,787	535,062	
80			480,289	535,966	
81			480,892	536,770	
82			481,395	537,675	
83			481,897	538,579	
84			482,400	539,484	
85			482,802	540,288	
86			483,405	541,192	
87			483,807	542,097	
88			484,309	543,001	
89			484,812	543,805	
90			485,415		
91			486,018		
92			486,420		
93			486,922		
94			487,525		
95			488,128		
96			488,731		
97			489,234		
再任用職員		297,681	340,293	394,965	468,330

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,755	189,342	224,718	250,848	282,405	328,635	372,955
	2	153,162	190,950	226,326	252,054	284,314	330,645	375,669
	3	154,569	192,558	227,934	253,260	286,425	332,856	378,282
	4	155,976	194,166	229,542	254,667	288,435	335,067	380,995
	5	157,182	195,673	230,949	255,873	290,545	336,876	383,407
	6	158,991	197,181	232,557	257,079	292,656	339,087	386,121
	7	160,699	198,789	234,064	258,285	294,565	341,097	388,734
	8	162,307	200,296	235,672	259,290	296,575	343,308	391,447
	9	163,915	201,904	236,778	260,596	298,585	345,117	393,558
	10	165,624	203,613	238,285	261,400	300,595	347,227	395,869
	11	167,232	205,221	239,692	262,405	302,605	349,338	398,080
	12	169,041	206,929	240,898	263,410	304,615	351,448	400,291
	13	170,548	208,336	242,506	264,717	306,625	352,956	402,402
	14	172,458	209,944	243,913	265,923	308,535	354,966	404,412
	15	174,468	211,552	245,119	267,531	310,645	356,875	406,422
	16	176,377	213,160	246,526	268,938	312,655	358,885	408,532
	17	178,287	214,567	247,330	270,445	314,665	360,694	410,341
	18	180,096	216,175	248,536	272,154	316,675	362,704	412,351
	19	181,905	217,884	249,742	273,862	318,786	364,714	414,261
	20	183,814	219,592	250,848	275,571	320,896	366,724	416,371
	21	185,623	220,899	252,255	277,380	322,705	368,533	418,180
	22	187,131	222,406	253,159	279,088	324,715	370,543	419,788
	23	188,638	223,813	254,164	280,797	326,524	372,654	421,396
	24	190,146	225,321	255,270	282,405	328,534	374,764	422,904
	25	191,754	226,728	256,476	284,214	330,243	376,171	424,411
	26	193,060	228,135	257,682	285,922	332,152	377,980	425,718
	27	194,568	229,441	259,089	287,731	334,162	379,789	427,024
	28	195,975	230,748	260,596	289,339	336,172	381,498	428,331
	29	197,482	232,054	262,003	291,048	337,479	383,307	429,637
	30	198,688	233,461	263,611	292,857	339,288	384,814	430,843
	31	199,995	234,969	265,219	294,666	340,996	386,422	432,049
	32	201,301	236,376	266,727	296,575	342,805	388,131	433,155
	33	202,708	237,381	268,134	298,284	344,514	389,437	434,361

	34	204,115	238,687	269,842	299,992	346,323	390,744	435,567
	35	205,422	239,692	271,450	301,801	348,232	392,050	436,773
	36	206,829	240,898	273,058	303,610	350,041	393,256	437,979
	37	207,934	242,205	274,566	304,917	351,850	394,362	439,285
	38	209,241	243,511	276,073	306,625	353,559	395,568	440,089
	39	210,547	244,617	277,681	308,133	355,167	396,673	440,491
	40	211,854	245,923	279,088	309,741	356,875	397,779	441,195
	41	212,959	247,230	280,596	311,449	358,081	398,583	441,697
	42	214,165	248,235	282,204	313,158	359,187	399,387	442,099
	43	215,371	249,441	283,912	314,766	360,393	400,191	442,501
	44	216,577	250,546	285,621	316,474	361,599	400,995	442,903
	45	217,783	251,652	287,128	317,379	362,805	401,397	443,305
	46	218,889	252,958	288,837	318,786	363,609	402,000	443,707
	47	219,894	254,265	290,545	320,293	364,815	402,502	444,109
	48	220,999	255,471	292,153	321,901	365,920	402,904	444,411
	49	222,004	257,079	293,359	323,308	366,925	403,306	444,712
	50	223,009	258,486	294,967	324,615	367,930	403,608	445,114
	51	223,914	259,692	296,274	325,821	368,935	403,909	445,416
	52	224,919	260,898	297,882	327,127	369,940	404,211	445,717
	53	225,220	262,003	299,188	328,233	370,744	404,512	446,019
	54	226,024	263,310	300,696	329,238	371,548	404,814	
再任 用職 員以 外の 職員	55	226,728	264,616	302,103	330,343	372,453	405,115	
	56	227,532	265,722	303,610	331,348	373,357	405,417	
	57	228,235	266,526	304,615	331,851	373,860	405,718	
	58	229,140	267,832	305,821	332,755	374,664	406,020	
	59	229,843	269,139	307,027	333,559	375,468	406,321	
	60	230,547	270,445	308,434	334,464	376,272	406,723	
	61	231,451	271,350	309,741	335,268	376,674	406,924	
	62	232,155	272,556	310,947	335,569	377,377	407,226	
	63	233,059	273,862	312,253	336,172	378,081	407,527	
	64	234,064	275,169	313,459	336,876	378,784	407,829	
	65	234,667	275,973	314,866	337,479	379,186	408,030	
	66	235,371	277,078	315,670	338,182	379,789		
	67	236,074	277,983	316,474	338,886	380,493		
	68	236,778	279,088	317,278	339,589	381,096		
	69	237,481	280,093	317,881	340,293	381,498		

70	238,084	281,098	318,585	340,795	382,000
71	238,687	282,204	319,288	341,398	382,503
72	239,190	283,309	319,891	342,001	383,005
73	239,893	283,912	320,595	342,303	383,608
74	240,597	284,616	320,796	342,906	384,111
75	241,300	285,118	321,399	343,408	384,714
76	241,803	285,922	322,002	344,011	385,317
77	242,205	286,726	322,605	344,514	385,819
78	242,808	287,329	323,107	345,016	386,322
79	243,411	287,932	323,610	345,519	386,824
80	244,014	288,535	324,112	345,921	387,327
81	244,315	289,239	324,715	346,222	387,628
82	244,717	289,741	325,218	346,524	388,131
83	245,119	290,143	325,620	346,926	388,533
84	245,421	290,545	326,122	347,227	388,935
85	245,722	290,746	326,625	347,730	389,337
86		290,947	327,027	348,031	389,839
87		291,148	327,228	348,333	390,241
88		291,349	327,630	348,634	390,643
89		291,751	328,032	349,036	391,045
90		291,952	328,434	349,338	391,548
91		292,153	328,836	349,740	391,950
92		292,354	329,238	350,041	392,352
93		292,756	329,539	350,443	392,754
94		292,957	329,740	350,745	
95		293,158	330,142	351,046	
96		293,460	330,444	351,348	
97		293,862	330,645	351,649	
98		294,163	330,946	352,051	
99		294,364	331,248	352,453	
100		294,666	331,549	352,855	
101		294,967	331,750	353,358	
102		295,168	332,052	353,760	
103		295,369	332,454	354,162	
104		295,671	332,655	354,564	
105		295,972	332,856	355,066	

	106			333,057				
	107			333,459				
	108			333,660				
	109			333,861				
	110			334,263				
	111			334,665				
	112			335,067				
	113			335,268				
再任用職員		189,643	216,376	244,717	258,184	283,510	324,414	366,825

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,126	193,362	241,401	264,013	288,535	331,750	375,970
	2	167,533	195,472	243,210	265,018	290,244	333,861	378,583
	3	169,041	197,583	245,019	265,923	291,852	335,871	381,297
	4	170,448	199,593	246,828	267,028	293,661	338,082	383,910
	5	171,855	201,703	248,235	267,531	295,369	340,092	386,121
	6	173,362	204,015	249,541	268,536	297,178	342,202	388,533
	7	174,870	206,326	250,647	269,340	298,887	344,313	390,844
	8	176,377	208,537	251,953	270,244	300,595	346,423	393,156
	9	177,583	210,849	252,958	271,350	302,505	347,931	395,166
	10	179,292	212,256	253,963	272,053	304,213	349,941	397,276
	11	180,900	213,663	254,868	273,159	305,922	351,850	399,487
	12	182,407	214,869	255,772	274,365	307,630	353,860	401,799
	13	183,814	216,276	256,978	275,671	309,138	355,770	403,708
	14	185,824	217,683	258,084	276,777	310,746	357,880	405,718
	15	187,834	219,190	258,888	277,983	312,555	359,991	407,929
	16	189,844	220,396	259,893	279,390	314,364	362,001	410,140
	17	191,955	221,803	260,395	280,696	316,072	364,011	412,150
	18	194,065	223,311	261,300	282,003	317,680	366,021	414,361
	19	196,176	224,818	262,305	283,008	319,389	368,131	416,572
	20	198,286	226,326	263,109	284,214	321,097	370,242	418,683
	21	200,296	227,431	264,013	285,822	322,504	371,950	420,592
	22	202,507	229,140	264,918	287,430	324,012	374,061	422,502
	23	204,718	230,848	265,822	288,736	325,519	376,171	424,311
	24	206,929	232,557	266,827	290,043	327,027	378,181	426,220
	25	208,839	233,863	268,033	291,349	328,434	380,191	427,929
	26	210,145	235,572	268,938	292,957	329,841	381,799	429,537
	27	211,351	237,280	270,144	294,666	331,348	383,709	431,245
	28	212,658	238,989	271,350	296,173	332,956	385,618	432,853
	29	213,864	240,597	272,556	297,480	334,062	387,427	434,160
	30	214,969	242,004	273,963	299,088	335,569	389,136	435,466
	31	216,276	243,310	275,470	300,696	336,976	391,045	437,074
	32	217,482	244,416	276,777	302,404	338,484	392,854	438,582
	33	218,788	245,622	278,385	303,811	340,092	394,563	440,290

34	220,095	246,727	279,792	305,319	341,599	396,271	441,898
35	221,401	247,632	280,998	306,927	343,207	398,080	443,305
36	222,708	248,737	282,204	308,535	344,715	399,789	444,712
37	223,813	249,642	283,812	309,841	346,423	401,397	445,818
38	225,220	250,747	285,018	311,248	348,031	403,105	447,124
39	226,527	251,652	286,425	312,655	349,539	404,914	448,431
40	227,934	252,757	287,631	314,263	351,147	406,723	449,838
41	228,838	253,159	288,937	315,771	352,353	408,231	450,843
42	230,245	254,064	290,445	317,178	353,860	409,738	451,546
43	231,652	254,968	291,952	318,585	355,368	411,246	452,350
44	233,059	255,672	293,560	320,092	356,775	412,552	452,953
45	234,265	256,476	294,867	320,896	358,383	413,658	453,858
46	235,672	257,380	296,274	322,303	359,388	414,763	454,561
47	236,979	258,285	297,781	323,710	360,895	415,869	455,365
48	238,285	259,290	299,289	325,218	362,202	417,075	456,169
49	239,290	260,295	300,394	326,323	363,609	418,381	456,873
50	240,396	261,300	301,701	327,730	365,016	419,487	457,576
51	241,401	262,506	302,907	329,037	366,322	420,693	458,280
52	242,506	263,712	304,314	330,343	367,729	421,798	459,084
53	243,411	264,817	305,721	331,750	369,237	423,004	459,888
54	244,516	266,224	307,027	333,157	370,443	424,009	460,692
55	245,421	267,531	308,434	334,564	371,548	425,115	461,395
56	246,426	268,837	309,841	335,871	372,754	426,220	462,099
57	247,129	270,345	310,645	336,775	373,860	427,326	462,903
58	248,134	271,852	311,851	338,082	374,764	427,828	
59	248,838	273,259	313,057	339,288	375,769	428,431	
60	249,642	274,666	314,464	340,594	376,774	428,833	
61	250,446	276,073	315,570	341,700	377,377	429,436	
62	251,451	277,380	316,876	342,604	378,181	429,939	
63	252,255	278,787	318,183	343,810	378,985	430,341	
64	253,260	279,892	319,389	345,117	379,789	430,843	
65	254,164	281,299	320,695	346,222	380,493	431,446	
66	254,968	282,807	322,002	347,428	381,196	431,848	
67	256,074	284,314	323,308	348,634	382,000	432,150	
68	256,978	285,822	324,615	349,740	382,704	432,451	
69	257,782	286,927	325,318	350,745	383,307	432,853	

	70	258,787	288,435	326,424	351,750	383,910
	71	259,692	289,942	327,529	352,855	384,613
	72	260,697	291,349	328,434	353,961	385,216
	73	262,104	292,354	329,740	354,765	385,920
	74	263,410	293,761	330,444	355,870	386,422
	75	264,516	294,967	331,549	356,976	387,025
	76	265,621	296,274	332,755	358,081	387,528
	77	266,626	297,681	333,861	358,785	387,930
	78	267,631	298,987	335,067	359,589	388,533
	79	268,837	300,193	336,172	360,393	389,035
	80	269,842	301,500	337,378	361,096	389,337
	81	270,747	302,002	338,484	361,699	389,638
	82	271,752	303,208	339,589	362,202	390,141
再任 用職 員以 外の 職員	83	272,857	304,314	340,594	362,805	390,543
	84	273,963	305,520	341,700	363,307	390,844
	85	274,767	306,625	342,604	363,910	391,146
	86	275,671	307,831	343,609	364,413	391,648
	87	276,777	309,037	344,514	365,016	392,151
	88	277,882	310,143	345,519	365,518	392,553
	89	278,686	311,449	346,524	365,920	392,854
	90	279,591	312,655	347,328	366,322	393,256
	91	280,395	313,861	348,132	366,925	393,759
	92	281,400	315,067	348,936	367,428	394,161
	93	282,304	315,871	349,539	367,729	394,563
	94	283,309	316,575	350,142	368,232	394,965
	95	284,214	317,278	350,845	368,634	395,467
	96	285,219	317,881	351,448	368,935	395,869
	97	285,822	318,585	351,850	369,538	396,271
98	286,626	318,886	352,252	370,041	396,673	
99	287,229	319,489	352,755	370,543	397,176	
100	288,133	320,193	353,157	371,046	397,578	
101	288,937	320,595	353,659	371,649	397,980	
102	289,741	321,198	354,061	372,151		
103	290,545	321,801	354,564	372,654		
104	291,349	322,404	354,966	373,056		
105	292,053	322,806	355,267	373,659		

106	292,555	323,308	355,770	374,161
107	293,058	323,811	356,172	374,664
108	293,560	324,313	356,473	375,166
109	293,761	324,715	356,976	375,769
110	294,063	325,117	357,478	376,171
111	294,264	325,419	357,981	376,674
112	294,666	325,720	358,483	377,176
113	294,967	326,122	358,986	377,779
114	295,168	326,524	359,488	
115	295,570	326,926	359,991	
116	295,872	327,228	360,393	
117	296,173	327,429	360,795	
118	296,475	327,730	361,197	
119	296,776	328,132	361,699	
120	297,178	328,333	362,202	
121	297,480	328,534	362,604	
122	297,882	328,836	363,106	
123	298,183	329,137	363,609	
124	298,585	329,439	364,111	
125	298,786	329,640	364,413	
126	298,987	329,941		
127	299,289	330,343		
128	299,691	330,544		
129	299,892	330,745		
130	300,193	330,946		
131	300,595	331,348		
132	300,997	331,549		
133	301,198	331,851		
134	301,500	332,253		
135	301,902	332,655		
136	302,203	333,057		
137	302,404	333,358		
138	302,706	333,760		
139	303,108	334,162		
140	303,409	334,564		
141	303,610	334,866		

	142	304,012	335,268					
	143	304,414	335,569					
	144	304,716	335,971					
	145	304,917	336,273					
	146	305,118	336,675					
	147	305,419	337,077					
	148	305,821	337,479					
	149	306,022	337,780					
	150	306,223	338,182					
	151	306,525	338,584					
	152	306,826	338,986					
	153	307,228	339,288					
	154	307,429						
	155	307,630						
	156	307,932						
	157	308,233						
	158	308,535						
	159	308,836						
	160	309,138						
	161	309,540						
	162	309,841						
	163	310,143						
	164	310,444						
	165	310,846						
	166	311,148						
	167	311,449						
	168	311,751						
	169	312,153						
再任用職員		236,275	256,677	263,913	274,164	290,545	327,831	372,453

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(勤 勉 手 当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,800	176,679	265,420	294,465	408,733
	2	162,307	178,789	267,933	297,078	410,241
	3	163,815	180,900	270,244	299,992	411,748
	4	165,322	183,111	272,556	302,404	413,256
	5	166,930	185,121	275,068	304,917	414,663
	6	168,840	187,332	277,480	307,228	416,070
	7	170,649	189,543	279,691	309,540	417,577
	8	172,458	191,754	281,902	311,952	419,185
	9	174,166	193,965	284,013	314,364	420,592
	10	176,277	196,779	286,324	316,776	421,999
	11	178,287	199,492	288,736	319,489	423,406
	12	180,297	202,206	290,847	322,404	424,713
	13	182,206	205,020	293,259	324,816	426,019
	14	184,417	206,728	295,269	326,725	427,426
	15	186,628	208,336	297,178	328,635	428,833
	16	188,839	210,045	299,188	330,745	430,240
	17	191,050	211,854	301,299	332,755	431,446
	18	193,663	213,462	303,711	334,966	432,753
	19	196,176	215,170	306,223	337,077	433,959
	20	198,688	216,778	308,937	339,087	435,265
	21	201,201	218,587	311,148	341,298	436,371
	22	202,909	220,497	313,560	343,207	437,577
	23	204,618	222,406	315,771	345,418	438,883
	24	206,326	224,316	318,384	347,529	440,190
	25	207,834	225,823	320,997	349,237	441,496
	26	209,241	227,833	323,308	351,046	442,702
	27	210,849	229,843	325,519	352,956	443,707
	28	212,356	231,853	327,630	354,865	444,813
	29	214,065	233,662	329,841	356,674	446,019
	30	215,773	236,376	331,549	358,483	446,823
	31	217,482	239,089	333,660	360,192	447,627
	32	219,190	241,803	335,670	362,101	448,531

33	220 497	244 416	337 479	363 408	449 436
34	222 205	247 230	339 589	365 116	449 938
35	223 914	249 843	341 700	366 624	450 441
36	225 622	252 556	343 710	368 433	450 943
37	227 029	255 069	345 720	370 342	451 446
38	228 738	257 481	347 629	371 850	
39	230 446	259 993	349 639	373 156	
40	232 155	262 305	351 549	374 764	
41	233 763	264 918	353 056	375 870	
42	235 471	267 330	354 865	377 277	
43	237 079	269 541	356 473	378 684	
44	238 687	271 752	358 182	380 191	
45	240 396	273 862	359 991	381 598	
46	241 903	276 073	361 699	383 206	
47	243 210	278 284	363 006	384 814	
48	244 617	280 194	364 614	386 322	
49	245 823	282 505	365 820	387 729	
50	247 230	284 415	367 327	389 236	
51	248 637	286 324	368 935	390 744	
52	249 843	288 334	370 543	392 151	
53	250 948	290 043	371 950	393 357	
54	252 355	292 354	373 458	394 663	
55	253 561	294 666	374 965	395 769	
56	254 566	297 178	376 473	396 874	
57	255 772	299 188	377 980	398 281	
58	256 978	301 600	379 387	399 487	
59	258 084	303 811	380 794	400 693	
60	259 290	306 424	382 101	402 000	
61	260 697	308 736	383 005	403 206	
62	261 501	311 148	384 211	404 211	
63	262 707	313 459	385 417	405 618	
64	263 611	315 670	386 523	406 924	
65	264 616	317 881	387 427	408 130	
66	266 023	319 891	388 633	409 236	
67	267 129	321 901	389 638	410 442	
68	268 435	323 911	390 744	411 547	

	69	270,043	325,821	391,950	412,552
	70	271,551	327,931	392,955	413,758
	71	272,857	330,042	394,060	414,964
	72	274,264	332,052	395,266	416,170
	73	275,269	334,162	396,271	416,773
	74	276,274	336,273	397,377	417,577
	75	277,480	338,484	398,482	418,281
	76	278,485	340,695	399,588	418,783
再任					
用教	77	279,691	342,403	400,492	419,085
育職	78	280,797	344,313	401,397	419,487
員以	79	282,003	346,021	402,402	419,889
外の	80	283,209	347,830	403,407	420,291
教育					
職員	81	284,415	349,639	404,211	420,592
	82	285,319	351,448	405,015	420,994
	83	286,525	352,855	405,718	421,396
	84	287,731	354,664	406,522	421,698
	85	288,636	355,870	407,226	421,999
	86	289,540	357,478	408,030	422,401
	87	290,244	358,986	408,733	422,803
	88	291,249	360,493	409,437	423,105
	89	292,254	361,800	410,040	423,406
	90	293,158	363,106	410,743	423,708
	91	294,063	364,513	411,246	424,009
	92	294,867	365,920	411,949	424,210
	93	295,168	367,428	412,351	424,411
	94	295,872	368,734	412,753	424,713
	95	296,575	370,041	413,055	425,014
	96	297,379	371,247	413,356	425,215
	97	298,183	372,252	413,658	425,416
	98	298,987	373,257	413,959	425,718
	99	299,791	374,262	414,261	426,019
	100	300,495	375,267	414,462	426,220
	101	301,399	376,171	414,663	426,421
	102	301,902	377,176	414,964	
	103	302,404	378,181	415,266	
	104	302,907	379,186	415,467	

105	303 ,108	379 ,990	415 ,668
106	303 ,510	380 ,895	415 ,969
107	303 ,811	381 ,799	416 ,271
108	304 ,012	382 ,804	416 ,472
109	304 ,213	383 ,608	416 ,673
110	304 ,414	384 ,613	416 ,974
111	304 ,716	385 ,618	417 ,276
112	305 ,017	386 ,623	417 ,477
113	305 ,218	387 ,226	417 ,678
114	305 ,419	388 ,131	417 ,979
115	305 ,620	389 ,035	418 ,281
116	305 ,922	389 ,940	418 ,482
117	306 ,223	390 ,744	418 ,683
118	306 ,525	391 ,447	
119	306 ,826	392 ,251	
120	307 ,128	393 ,055	
121	307 ,329	393 ,658	
122	307 ,530	394 ,462	
123	307 ,731	395 ,166	
124	308 ,032	395 ,869	
125	308 ,334	396 ,472	
126		397 ,176	
127		397 ,678	
128		398 ,281	
129		398 ,985	
130		399 ,588	
131		400 ,090	
132		400 ,593	
133		400 ,894	
134		401 ,196	
135		401 ,497	
136		401 ,799	
137		402 ,100	
138		402 ,402	
139		402 ,703	
140		403 ,005	

	141		403,306			
	142		403,608			
	143		403,909			
	144		404,211			
	145		404,412			
	146		404,713			
	147		405,015			
	148		405,216			
	149		405,417			
	150		405,718			
	151		406,020			
	152		406,221			
	153		406,422			
	154		406,723			
	155		407,025			
	156		407,226			
	157		407,427			
再任用教育職員		226,326	272,455	299,590	326,022	407,226

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,537円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	160,800	205,020	332,755	418,984
	2	162,307	206,728	334,966	420,793
	3	163,815	208,336	337,077	422,602
	4	165,322	210,045	339,087	424,311
	5	166,930	211,854	341,298	425,818
	6	168,840	213,462	343,207	427,326
	7	170,649	215,170	345,418	429,235
	8	172,458	216,778	347,529	431,145
	9	174,166	218,587	349,237	432,954
	10	176,277	220,497	351,348	434,763
	11	178,287	222,406	353,458	436,672
	12	180,297	224,316	355,569	438,481
	13	182,206	225,823	357,679	440,190
	14	184,417	227,833	359,689	442,099
	15	186,628	229,843	361,699	443,908
	16	188,839	231,853	363,709	445,818
	17	191,050	233,662	365,317	447,526
	18	193,663	236,376	367,227	449,335
	19	196,176	239,089	369,036	451,144
	20	198,688	241,803	371,046	452,953
	21	201,201	244,416	372,654	454,561
	22	202,909	247,230	374,563	456,270
	23	204,618	249,843	376,372	458,179
	24	206,326	252,556	378,282	459,888
	25	207,834	255,069	379,588	461,596
	26	209,341	257,481	381,397	463,204
	27	211,050	259,993	383,206	464,812
	28	212,658	262,305	385,116	466,320
	29	214,165	264,918	386,925	467,827
	30	215,874	267,330	388,834	469,134
	31	217,582	269,541	390,744	470,440
	32	219,291	271,752	392,754	471,747

33	220,698	273,862	394,462	472,953
34	222,507	276,073	396,171	473,656
35	224,316	278,284	397,779	474,360
36	226,125	280,194	399,588	475,063
37	227,632	282,505	400,794	475,666
38	229,441	284,415	402,301	
39	231,250	286,324	403,708	
40	233,059	288,334	405,115	
41	234,768	290,043	406,824	
42	236,476	292,354	408,231	
43	238,084	294,666	409,537	
44	239,692	297,178	411,045	
45	241,099	299,188	412,653	
46	242,406	301,600	413,959	
47	243,712	303,811	415,467	
48	244,918	306,424	417,075	
49	246,325	308,736	418,783	
50	247,833	311,148	420,190	
51	249,039	313,459	421,798	
52	250,546	315,670	423,306	
53	251,652	317,881	425,014	
54	252,858	319,891	426,522	
55	254,265	321,901	428,130	
56	255,270	323,911	429,738	
57	256,576	325,821	431,245	
58	257,581	327,931	432,753	
59	258,687	330,042	433,959	
60	259,893	332,052	435,165	
61	261,199	334,162	436,371	
62	262,204	336,273	437,677	
63	263,611	338,484	438,984	
64	264,717	340,695	440,190	
65	266,023	342,403	441,396	
66	267,430	344,614	442,602	
67	268,837	346,624	443,808	
68	270,445	348,835	445,014	

	69	271,852	350,644	446,220
	70	273,159	352,554	447,426
	71	274,465	354,564	448,632
	72	275,772	356,574	449,838
	73	276,877	358,182	450,943
再任	74	278,083	360,091	451,546
用教	75	279,390	361,900	452,049
育職	76	280,395	363,810	452,551
員以				
外の	77	281,601	365,619	453,054
教育	78	282,807	367,327	
職員	79	284,013	369,036	
	80	285,219	370,644	
	81	286,324	372,151	
	82	287,530	373,659	
	83	288,736	375,166	
	84	289,942	376,573	
	85	290,947	377,679	
	86	292,053	379,086	
	87	293,058	380,493	
	88	294,264	381,799	
	89	295,369	383,106	
	90	296,475	384,412	
	91	297,681	385,618	
	92	298,887	386,925	
	93	299,389	388,231	
	94	300,394	389,337	
	95	301,500	390,643	
	96	302,706	391,849	
	97	303,711	393,256	
	98	304,816	394,261	
	99	305,821	395,367	
	100	306,927	396,372	
	101	307,831	397,276	
	102	308,937	398,281	
	103	310,042	399,387	
	104	311,047	400,492	

105	311 650	401 196
106	312 555	402 100
107	313 359	403 005
108	314 163	403 909
109	315 067	404 713
110	315 469	405 618
111	315 871	406 422
112	316 374	407 226
113	316 977	407 829
114	317 379	408 532
115	317 881	409 236
116	318 384	409 939
117	318 987	410 542
118	319 489	411 045
119	319 891	411 447
120	320 394	411 849
121	320 896	412 251
122	321 298	412 552
123	321 801	412 854
124	322 303	413 055
125	322 906	413 256
126	323 208	413 557
127	323 509	413 859
128	323 811	414 060
129	324 012	414 261
130	324 313	414 562
131	324 615	414 864
132	324 916	415 065
133	325 117	415 266
134	325 318	415 567
135	325 519	415 869
136	325 821	416 070
137	326 122	416 271
138	326 323	416 572
139	326 625	416 874
140	326 926	417 075

	141	327,127	417,276		
	142	327,328	417,577		
	143	327,630	417,879		
	144	327,831	418,080		
	145	328,132	418,281		
	146	328,333			
	147	328,635			
	148	328,936			
	149	329,137			
	150	329,338			
	151	329,640			
	152	329,941			
	153	330,142			
再任用教育職員		235,170	275,671	332,755	417,276

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,738円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条例第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>398,985</u></td> </tr> <tr> <td>2 ~ 6</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>332,655</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>368,835</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>398,985</u>	2 ~ 6	省略	号給	給料月額		円	1	<u>332,655</u>	2	<u>368,835</u>	3	省略	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>別表第 1 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>397,980</u></td> </tr> <tr> <td>2 ~ 6</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>331,650</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>367,830</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>397,980</u>	2 ~ 6	省略	号給	給料月額		円	1	<u>331,650</u>	2	<u>367,830</u>	3	省略
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>398,985</u>																																				
2 ~ 6	省略																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>332,655</u>																																				
2	<u>368,835</u>																																				
3	省略																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>397,980</u>																																				
2 ~ 6	省略																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>331,650</u>																																				
2	<u>367,830</u>																																				
3	省略																																				

第 8 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 9 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年愛媛県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。) 第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員 (医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。) 」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「 (以下「管理職手当受給職員」という。) 」とあるのは「 (以下「管理職手当受給職員」という。) 及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項</p>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。) 第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員 (医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。) 」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「 (以下「管理職手当受給職員」という。) 」とあるのは「 (以下「管理職手当受給職員」という。) 及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項</p>

に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

4 省略

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>376,875</u>
2～7	省略

に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 省略

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
	円
1	<u>375,870</u>
2～7	省略

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>（職員の給与に関する条例等の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p>

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第11条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員(第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたものを除く。以下この条において同じ。)には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から5年以内の期間、最初の採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、最初の採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員(第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたものを除く。以下この条において同じ。)には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から5年以内の期間、最初の採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、最初の採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第18条の4の規定は平成30年4月1日から、改正後の職員給与条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員給与条例」という。)別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員給与条例」という。)別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の職員給与条例第19条の4の規定、改正後の教育職員給与条例第19条の4の規定、第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)第3条の規定、改正後の任期付職員給与条例第6条の規定及び改正後の任期付職員給与条例第8条の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員給与条例又は改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与、改正後の教育職員給与条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第18号

愛媛県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

愛媛県固定資産評価審議会条例(昭和37年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は<u>3年</u>とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は<u>2年</u>とし、再任されることを妨げない。</p> <p>2 省略</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に愛媛県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第19号

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第47条の2 自動車税の種別割の納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第177条の13第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税の種別割を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。</p>	<p>(自動車税の種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第47条の2 自動車税の種別割の納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第177条の13第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税の種別割を地方税法施行規則で定める方法により徴収することができる。</p>

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第2条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者であり、かつ、知事が同法第30条の11第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、及び同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報を利用することができない場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者であり、かつ、知事が同法第30条の11第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報の提供を受け、及び同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報を利用することができない場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第3条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 消防防災関係事務手数料			1 消防防災関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～50	省略		1～50	省略	
51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,800円） (2)～(5) 省略	51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円（ <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、8,800円） (2)～(5) 省略
52～90	省略		52～90	省略	
備考	省略		備考	省略	
2～6	省略		2～6	省略	

（愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町	事務	市町
1～26	省略	1～26	省略
26の2	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。） (1)～(5) 省略 (6) <u>法第8条第2項</u> の規定に基づく出頭を求めることなく行う一般旅券の交付に関する事務 (7)～(12) 省略	26の2	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合を除く。） (1)～(5) 省略 (6) <u>法第8条第3項</u> の規定に基づく出頭を求めることなく行う一般旅券の交付に関する事務 (7)～(12) 省略
26の3～62	省略	26の3～62	省略

附 則

この条例は、公布の日（同日において、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）が施行されていない場合にあっては、同法施行の日）から施行する。ただし、第2条の規定は、同法附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例

愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成17年度から平成25年度まで及び令和6年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第4条 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成17年度から平成25年度まで_____の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度から令和元年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第4条 平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成25年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>自転車貸付事業者</u> 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を貸し付けることを業とする者をいう。</p> <p>(8) <u>自転車損害保険等</u> 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。</p> <p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 自転車を利用する者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得_____</p> <p>_____に努めなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（家庭における自転車交通安全教育等）</p> <p>第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者_____</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>レンタサイクル業者</u> 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を有償で貸し渡すことを業とする者をいう。</p> <p>（自転車利用者の責務）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 自転車を利用する者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「<u>自転車損害保険等</u>」という。）への加入に努めなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>（家庭における自転車交通安全教育等）</p> <p>第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者（以下「<u>保護</u></p>

_____は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 省略

(広報及び啓発)

第12条 省略

(自転車貸付事業者の情報の提供等)

第14条 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 自転車貸付事業者は、スポーツ用その他の特別の用途に供する自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの貸付け及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。

3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の点検及び整備に努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入)

第15条 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第16条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者が自転車損害保険等に加入していることを確認できないときは、その者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

者」という。)は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者_____は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 省略

(広報、啓発等)

第12条 省略

2 県は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(レンタサイクル業者の情報の提供等)

第14条 レンタサイクル業者は、自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 レンタサイクル業者は、スポーツ用その他の特別の用途に供する自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットの貸渡し及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。

3 レンタサイクル業者は、貸渡用の_____自転車の点検及び整備に努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に関する情報を提供しよう努めなければならない。

(自転車損害保険等に係る情報の提供等)

第17条 県は、市町、自転車損害保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する在学する児童、生徒又は学生及びこれらの者を監護する保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供しよう努めなければならない。

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 設備及び運営に関する基準(第5条 第33条)

第3章 雑則(第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の範囲)

第3条 無料低額宿泊所は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること(明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。)

イ 入居者の総数に占める生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料(居室使用料及び共益費を除く。)を受領してサービスを提供していること(サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。)

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準(同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。)に基づく額以下であること。

(基本方針)

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかどうかを常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備等の一般原則)

第5条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第6条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第7条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員(施設長を除く。)を置く場合にあっては、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者を職員とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第8条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、県に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第9条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該無料低額宿泊所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入居者の安全確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、当該無料低額宿泊所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入居者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的にこれらの体制について職員及び入居者に周知するとともに、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

4 無料低額宿泊所は、非常災害が発生した場合に職員及び入居者が当該無料低額宿泊所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第10条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(規模)

第11条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第12条 無料低額宿泊所は、サテライト型住居（本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、入居定員が4人以下でかつ利用期間が原則として1年以下のものをいう。以下同じ。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動することができる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 4以下

(2) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上いる場合 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 20人以下

(2) 無料低額宿泊所の職員のうち第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上いる場合 40人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第21条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第13条 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備その他の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用する場合において、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

(1) 共用室

(2) 相談室

(3) 食堂

5 第3項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積は、収納設備の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員の配置の基準)

第14条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長と

しなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員の配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第15条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、居室の利用に係る契約及びその他のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合にあっては、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。この場合において、当該契約期間は、居室の利用に係る建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借を除く。）にあっては1年とし、その他の契約にあっては1年以内の期間とする。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項を定める場合において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第1項の契約を締結し、又は当該契約を更新する場合において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

（入退居）

第16条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、当該入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第17条 無料低額宿泊所は、利用料として、規則で定める費用を入居者から受領することができる。

（サービス提供の方針）

第18条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第21条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第22条 施設長は、他の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の当該無料低額宿泊所の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、他の職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第23条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第24条 無料低額宿泊所は、入居者に対し適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。
(定員の遵守)
- 第25条** 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(衛生管理等)
- 第26条** 無料低額宿泊所は、入居者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒及び害虫が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(日常生活に係る金銭管理)
- 第27条** 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、規則で定めるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。
(掲示及び公表)
- 第28条** 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。
(秘密保持等)
- 第29条** 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。
- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(広告)
- 第30条** 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。
(苦情への対応)
- 第31条** 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、県から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を県に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
(事故発生時の対応)
- 第32条** 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)
- 第33条** 第13条第2項から第4項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第3章 雑則

(規則への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第33条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書の規定を除く。以下同じ。)の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第13条第5項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

○愛媛県条例第23号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～46の6 省略			1～46の6 省略		
47 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録	二級建築士又は木造建築士登録手数料	<u>24,400円</u>	47 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録	二級建築士又は木造建築士登録手数料	<u>19,400円</u>
47の2・47の3 省略			47の2・47の3 省略		
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	<u>18,500円</u>	48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	<u>17,900円</u>
49～102 省略			49～102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

附 則

- この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の登録を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の愛媛県手数料条例別表5の表47の項の規定の適用については、同項の右欄中「24,400円」とあるのは、「19,400円」とする。